

県内初

令和5年4月24日



×



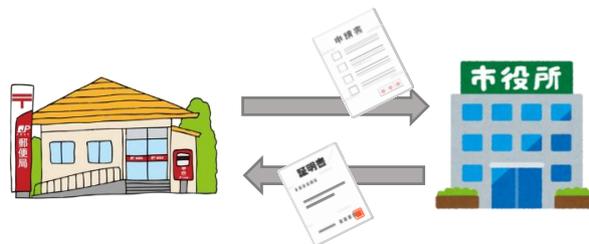
三原鷺浦郵便局 行政事務取扱開始セレモニーを行います！

本市では、日本郵便㈱三原市内郵便局と協定を結んでおり、離島における生活利便性の向上を図る取組として、5月1日（月）から『三原鷺浦郵便局』において、証明書の取得や保険証の申請等ができるようになります。これに伴い、現地にて取扱開始セレモニーを開催いたします。

郵便局が、証明書の申請受付・交付だけでなく、保険証の申請受付等の業務など、行政事務を包括的に取り扱うことは、県内初の取組となりますので、報道方よろしくお願ひいたします。

- 1 日時 5月1日（月）9時15分開始
- 2 場所 旧向田小学校体育館（鷺浦郵便局隣）〒723-0022 三原市鷺浦町向田野浦 1712
- 3 出席者

- ・三原市長 岡田 吉弘
- ・日本郵便株式会社 中国支社長
指宿 一郎（いぶすき いちろう）



4 取り扱う行政事務について

(1) 取り扱う郵便局

三原鷺浦郵便局（〒723-0022 三原市鷺浦町向田野浦 1715）

(2) 取扱開始日時

5月1日（月）9時

(3) 取り扱う行政事務



業務名	
① 優待乗船券（敬老・障害者）の交付・申請受付 ※4月3日から受付開始	④ 後期高齢者医療制度関係の申請受付
② 証明書の取得	⑤ 介護保険関係の申請受付
③ 国民健康保険関係の申請受付	⑥ 障害者福祉関係の申請受付

※ 取り扱う行政事務の詳細や取扱時間等については、次ページ以降のとおり

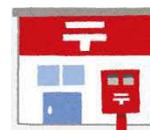
5 須波港（三原）、向田港（佐木島）間のフェリーの時刻【参考】

- ・行き：須波港（三原） 8：15 発 → 向田港（佐木島） 8：32 着
 - ・帰り：向田港（佐木島） 10：14 発 → 須波港（三原） 10：32 着
- ※向田港～旧向田小学校体育館 車で約3分（徒歩で13分）

5/1(月)～

三原鷺浦郵便局で証明書の交付などを開始します。

取得できる主な証明書



〔三原鷺浦郵便局について〕

住所：〒723-0022
鷺浦町向田野浦1715取扱い：9時～17時
時間休業日：土曜・日曜・祝祭日
年末年始(12/29～1/3)

区分	請求できる方※	手数料 (1通)
1.住民票の写し	請求する本人または 同一世帯の方	200円
2.戸籍謄本・戸籍抄本	請求する戸籍に記載 されている方または 配偶者，直系血族	450円
3.改製原戸籍謄本・抄本 除籍謄本・抄本	請求する除籍に記載 されている方または 配偶者，直系血族	750円
4.戸籍の附票の写し	請求する附票に記載 されている方または 配偶者，直系血族	200円
5.印鑑登録証明書	登録を受けている 本人 (印鑑登録証(市民カード)が必要)	200円
6.課税台帳記載事項 証明書	請求する本人または 同一世帯の方	200円
7.法人市民税課税台帳 記載事項証明書	法人から委託を受け た方 (法人代表者印押印の 申請書又は法人代表 者印押印の委任状が 必要)	200円
8.納税証明書	請求する本人または 同一世帯の方	200円
9.軽自動車税納税 証明書(継続検査用)	請求する本人または 同一世帯の方 (車検証コピーが必要)	無料

請求時に必要な本人確認書類

1点の提示
でよいもの官公署などが発行した
顔写真付きの本人確認
書類運転免許証，パスポート，
マイナンバーカード，住民
基本台帳カード，在留
カード など2点以上の
提示が必要
なもの顔写真が付いていない
もの国民健康保険・後期
高齢者医療制度・介護
保険などの被保険者証，
国民年金手帳，
年金証書 など※「請求できる方」以外の方が公的証明書を請求される場合は委任状が必要です。
委任状は，三原鷺浦郵便局の窓口または市のホームページで取得できます。

〔問い合わせ先〕

1～5 市民課 電話：0848-67-6047
6～9 税制収納課 電話：0848-67-6034

次ページへ続く

受付が可能な各種手続き

業 務 名	手 続 の 内 容
10 国民健康保険関係の申請受付	国民健康保険被保険者証等再交付申請書の受付
	国民健康保険高額療養費支給申請書の受付
11 後期高齢者医療制度関係の申請受付	後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書の受付
	後期高齢者医療高額療養費支給申請書の受付
	振込口座変更依頼書の受付
12 介護保険関係の申請受付	介護保険被保険者証等再交付申請書の受付
	介護保険要介護認定・要支援認定申請書の受付
	介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書の受付
	・介護保険要介護認定・要支援認定申請取下書の受付 ・介護保険要介護更新認定・要支援更新認定申請取下書の受付
13 障害者福祉関係の申請受付	日常生活用具(ストマ装具)給付(貸与)申請書の受付
14 優待乗船券関係の交付・申請受付 ※ 4月3日(月)から交付・受付開始	敬老・障害者優待乗船券の交付 ※交付にあたり印鑑が必要です。
	敬老・障害者優待乗船券等交付申請書の新規受付

※ 受付後は、郵便局から市へ申請書を送付し、必要な対応を行います。

※ 手続きの際は、表面に記載の「請求時に必要な本人確認書類」をご持参ください。

※ 代理の方が手続きをされる場合、委任状等が必要となる場合があります。詳しくは以下へお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 10 保険医療課 | 電話：0848-67-6050 |
| 11 保険医療課 | 電話：0848-67-6056 |
| 12 高齢者福祉課 | 電話：0848-67-6240 |
| 13 障害者福祉課 | 電話：0848-67-6060 |
| 14 高齢者福祉課 (敬老乗船券) | 電話：0848-67-6055 |
| 障害者福祉課 (障害者乗船券) | 電話：0848-67-6058 |